

保護者様 ②

大阪市立島屋小学校

校長 木村 鑑廣

非常災害時の臨時休業等について

これまでの気象や災害の状況をふまえて、次のように臨時休業等を行います。ご理解とご協力をお願いします。

記

午前7：00時点、または午前7：00を過ぎて8：30までに

いずれかの災害等が発生した、または発表・発令された場合、**臨時休業**とします。

- ア 「暴風警報」「暴風雪警報」または「特別警報」が大阪市に発表されている場合
- イ 河川氾らんの「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」、または「避難指示（緊急）」が此花区内のどこかで発令されている場合（警戒レベル3または4）
- ウ 震度5弱以上の地震が、大阪市内で発生した場合（気象庁発表）
- エ 「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」で地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと気象庁から発表された場合
- オ JR環状線と大阪メトロ（地下鉄）がともに全面運休している場合

※ 午前7：00以降に解除されても臨時休業です。いきいき活動ありません。夏休みのプール開放や図書館開放ありません。

※ 児童が登校している場合や始業時刻後にこれらが発生した場合は、住居・通学路の安全と保護者等の在宅を確認した上で下校、もしくは保護者の方による引取りを状況に応じてお願いします。ただし、校区内に「避難勧告」「避難指示（緊急）」の発令がなされた場合は、校内で児童の安全確保に努め、待機させます。

※ 学校・地域の災害状況等により、これら以外の場合でも臨時休業することがあります。

※ 臨時休業に関しての電話での問合せはご遠慮ください。登録をお願いしている保護者メールや学校ホームページを通じてお知らせしますのでご協力ください。